

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号ア(イ)中「(ア)」の右に「及び(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満
第23条第2項中「同項第1号ア(ア)」の右に「及び(イ)」を加える。

第25条第1項第1号ア(イ)中「(ア)」の右に「及び(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満
第25条第2項中「同項第1号ア(ア)」の右に「及び(イ)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)